		24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第10号）	００２３１	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第11号）	００２３２	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第12号）	００２３３	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第13号）	００２３４	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第14号）	００２３５	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第15号）	００２３６	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第16号）	００２３７	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第17号）	００２３８	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第18号）	００２３９	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第19号）	００２４０	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）	００２４１	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）	００２４２	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	００２４３	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）	００２４４	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号）	００２４５	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第６号）	００２４６	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）	００２４７	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）	００２４８	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第９号）	００２４９	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第10号）	００２５０	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第11号）	００２５１	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第12号）	００２５２	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第13号）	００２５３	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第14号）	００２５４	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第15号）	００２５５	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第16号）	００２５６	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第17号）	００２５７	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第18号）	００２５８	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第19号）	００２５９	法規別表十三（六）「33」の欄の金額（同欄の金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同表「35」の欄の金額）
第65条の10第１項又は第４項	００２６０	法規別表十三（六）「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）又は同表「20」の欄の金額（同欄の金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同表「25」の欄の金額）
第65条の11第１項又は第４項	００２６１	法規別表十三（七）「15」の欄の金額（同欄の金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同表「21」の欄の金額）又は同表「23」の欄の金額（同欄の金額が同表「29」の欄の金額を超える場合には、同表「29」の欄の金額）
第65条の12第１項又は第３項	００２６２	法規別表十三（七）「32」の欄の金額（同欄の金額が同表「39」の欄の金額を超える場合には、同表「39」の欄の金額）
第65条の13第１項又は第４項	００２６３	法規別表十三（八）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）又は同表「26」の欄の金額（同欄の金額が同表「32」の欄の金額を超える場合には、同表「32」の欄の金額）
第65条の14第１項又は第３項	００２６４	法規別表十三（八）「35」の欄の金額（同欄の金額が同表「42」の欄の金額を超える場合には、同表「42」の欄の金額）
第66条第１項又は第４項	００２６５	法規別表十三（十）「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同表「18」の欄の金額）又は同表「20」の欄の金額（同欄の金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同表「25」の欄の金額）
第66条の２第１項又は第７項	００２６６	法規別表十三（十一）「17」の欄の金額（同欄の金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同表「21」の欄の金額）
第68条の10第１項	００２６７	法規別表十三（十二）「５」の欄の金額（同欄の金額が同表「７」の欄の金額を超える場合には、同表「７」の欄の金額）
第68条の11第１項	００２６８	法規別表十（七）「31」の欄の金額
第68条の11の２第１項	００２６９	法規別表十四（二）「26」の欄の金額
第68条の11の２第２項	００２７０	法規別表十四（二）「42」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第68条の11の２第３項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
第67条第１項	００２７１	法規別表十（七）「６」の欄の金額
第67条の２第１項	００２７２	法規別表一（三）「29」の欄の金額
第67条の３第１項	００２７３	法規別表十（七）「22」の欄の金額
第67条の４第１項	００２７４	法規別表十三（十三）「８」の欄の金額（同欄の金額が同表「７」の欄の金額を超える場合には、同表「７」の欄の金額）
第67条の４第２項又は第３項	００２７５	法規別表十三（十三）「13」の欄の金額（同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額）

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例

平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例

技術研究組合の所得計算の特例

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例

社会保険診療報酬の所得計算の特例

特定の医療法人の法人税率の特例

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例

転廃業助成金等に係る課税の特例